

多賀城市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成26年6月24日

多賀城市監査委員
菅野昌治
根本朝栄

1 監査の種類 定期監査

2 監査実施対象及び期日等

対 象		監査実施		講 評	
		期 日	開始時刻	期 日	開始時刻
建 設 部	下 水 道 課	5月13日(火)	9:00	6月24日 (火)	11:15
	道 路 公 園 課	5月14日(水)	9:00		
	復 興 建 設 課	5月22日(木)	9:00		
	市 街 地 整 備 課	5月26日(月)	9:00		
	都 市 計 画 課	5月27日(火)	9:00		
市長公室(震災復興推進局)		5月21日(水)	9:00	6月24日 (火)	11:30
市長公室(震災復興推進局を除く)		5月28日(水)	9:00		

3 監査の範囲及び方法

この監査は、平成25年度の財務事務及び事務事業の執行が、関係諸法令に基づき適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、提出された資料、帳簿類、証ひょう書類等を試査照合し、それらの適法性と効率性等を検討し、また、関係職員から説明を受けるなどの方法により実施した。

4 監査の結果 別紙のとおり

平成26年5月実施定期監査結果

建設部

監査の結果を全般的に見ると、概ね適正であったが、非常勤職員の時間外命令簿の取扱いに、一部不適切なものが見受けられた。

対 象	下水道課
実 施 日	平成26年5月13日(火)
1	改善を要するもので、措置状況報告を要するもの 特になし
2	改善を要するが、特に措置状況報告を要しないもの (1) 非常勤職員の時間外勤務命令簿関係 週の勤務時間が38時間45分を超えない週休日の時間外勤務について、135/100で支給しているもの(正しくは100/100)
3	監査実施時に判明した軽微な訂正を要するもの (1) 出勤簿関係 押印なし 6件 (2) 行政財産使用料関係 電柱の用地使用料の納入期限設定日の誤り 2件

対 象	道路公園課
実施日	平成26年5月14日(水)
1	改善を要するもので、措置状況報告を要するもの 特になし
2	改善を要するが、特に措置状況報告を要しないもの 特になし
3	監査実施時に判明した軽微な訂正を要するもの (1) 出勤簿関係 押印なし 2件 (2) 料金・使用料関係 道路占用料について収入未済となっているもの 1件

平成26年5月実施定期監査結果

対 象	復興建設課
実施日	平成26年5月22日(火)
1	改善を要するもので、措置状況報告を要するもの 特になし
2	改善を要するが、特に措置状況報告を要しないもの (1) 非常勤職員の時間外勤務命令簿 1日の勤務時間が7時間45分を超える時間外勤務について、 100/100で支給しているもの(正しくは125/100) 3件
3	監査実施時に判明した軽微な訂正を要するもの (1) 出勤簿関係 押印なし 2件 (2) 時間外勤務命令簿関係 押印なし 1件

対 象	市街地整備課
実施日	平成26年5月26日(月)
1	改善を要するもので、措置状況報告を要するもの 特になし
2	改善を要するが、特に措置状況報告を要しないもの 特になし
3	監査実施時に判明した軽微な訂正を要するもの (1) 出勤簿関係 押印なし 8件

平成26年5月実施定期監査結果

対 象	都市計画課
実施日	平成26年5月27日(火)
1	改善を要するもので、措置状況報告を要するもの 特になし
2	改善を要するが、特に措置状況報告を要しないもの 特になし
3	監査実施時に判明した軽微な訂正を要するもの (1) 出勤簿関係 押印なし 1件

《意見：建設部》

公共物使用料の収入未済があるが、督促などの適切な債権管理をされたい。

平成26年5月実施定期監査結果

市長公室

監査の結果を全般的に見ると、関係書類等の整備において、概ね適正に事務処理が行われていた。

対 象	市長公室 震災復興推進局
実施日	平成26年5月21日（水）
1	改善を要するもので、措置状況報告を要するもの 特になし
2	改善を要するが、特に措置状況報告を要しないもの 特になし
3	監査実施時に判明した軽微な訂正を要するもの 特になし

対 象	市長公室（震災復興推進局を除く）
実施日	平成26年5月28日（水）
1	改善を要するもので、措置状況報告を要するもの 特になし
2	改善を要するが、特に措置状況報告を要しないもの 特になし
3	監査実施時に判明した軽微な訂正を要するもの （1）出勤簿関係 押印なし 2件